

## P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し（令和 8 年度）

令和 8 年 4 月  
関 東 財 務 局

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針の 策定時期	担当
公務員宿舎十条住宅（仮称）整備事業	事業契約締結日から10年間（予定） ※上記期間は、現時点のものであり、変更の可能性あり。	P F I 事業者は、設計・建設・維持管理業務を実施する。	東京都北区中十条	令和 8 年度第 2 四半期予定	関東財務局 管財第一部 第一統括国有財産 管理官 電話：048-600-1207
公務員宿舎法務省東京拘置所宿舎及び公務員宿舎小菅第2住宅（仮称）整備事業	事業契約締結日から12年間（予定） ※上記期間は、現時点のものであり、変更の可能性あり。	P F I 事業者は、設計・建設・維持管理業務を実施する。	東京都葛飾区小菅	令和 8 年度第 3 四半期予定 【令和 7 年 5 月公表からの変更】	関東財務局 管財第一部 第一統括国有財産 管理官 電話：048-600-1207

※この見通しは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 1 項の規定により公表するものです。